○防衛省令第十一号

特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）第十一条の規定に基づき、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

防衛大臣　岸　信夫

特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程の一部を改正する省令

特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六年総理府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（受入の決定の整理） **第五条**　資金会計官又は分任資金会計官は、その所掌に属する受入金について、次の各号に掲げる書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の送付（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による送信）、通知又は報告（次条第一項において「書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の送付等」という。）を受けたときは、直ちにその内容を調査し、確認の上、受入決定の年月日、受入決定済額その他必要な事項を明らかにした書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を作成して受入の決定（以下「受入の決定」という。）をしなければならない。 一　特別調達資金債権管理職員（国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第五条の規定により防衛大臣から特別調達資金に属する債権の管理に関する事務を行うこととされた職員をいう。以下同じ。）から、特別調達資金債権管理事務取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十五号。以下「資金債権管理事務取扱規則」という。）第三条第四項又は第四条の規定により、その所掌に属する債権について納入の告知又は納入の告知の変更をした旨の書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の送付（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による送信）又は通知を受けたとき。 二・三　［略］ 四　資金出納命令官又は資金出納官吏から、第八条第一項又は資金出納官吏事務規程第五十二条第一項若しくは第五十三条第一項の規定により、小切手の振出日付から一年を経過し日本銀行においてまだ支払を終わらないもの又は日本銀行から日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号。以下「出納取扱規程」という。）第九条の規定による特別調達資金組入済通知書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）若しくは出納取扱規程第十二条の規定による受入済通知書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の送付（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による送信）を受けたものについて報告を受けたとき。 五・六　［略］	（受入の決定の整理） **第五条**　資金会計官又は分任資金会計官は、その所掌に属する受入金について、次の各号に掲げる書面の送付、通知又は報告（次条第一項において「書面の送付等」という。）を受けたときは、直ちにその内容を調査し、確認の上、受入決定の年月日、受入決定済額その他必要な事項を明らかにした書類を作成して受入の決定（以下「受入の決定」という。）をしなければならない。 一　特別調達資金債権管理職員（国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第五条の規定により防衛大臣から特別調達資金に属する債権の管理に関する事務を行うこととされた職員をいう。以下同じ。）から、特別調達資金債権管理事務取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十五号。以下「資金債権管理事務取扱規則」という。）第三条第四項又は第四条の規定により、その所掌に属する債権について納入の告知又は納入の告知の変更をした旨の書面の送付又は通知を受けたとき。 二・三　［同上］ 四　資金出納命令官又は資金出納官吏から、第八条第一項又は資金出納官吏事務規程第五十二条第一項若しくは第五十三条第一項の規定により、小切手の振出日付から一年を経過し日本銀行においてまだ支払を終わらないもの又は日本銀行から日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号。以下「出納取扱規程」という。）第九条の規定による特別調達資金組入済通知書若しくは出納取扱規程第十二条の規定による受入済通知書の送付を受けたものについて報告を受けたとき。 五・六　［同上］